

浅口市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 香取 良勝

浅監第 26 号
令和3年4月23日

請求人

(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 香取 良勝

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和3年2月24日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第5項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和3年2月24日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和3年2月24日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨) 浅口市は地方自治法第100条第14項から16項までの規定及び浅口市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、浅口市議会の会派及び議員に対し政務活動費を交付している。

政和会(代表井上邦男議員)に交付された平成31年度分政務活動費収支報告書を見ると、広報費として住所録データ入力作業代として420,000円が支出されており、充当されている。

また、資料作成費として、58,800円を(有)Aに支出しているが、当該事業者は井上邦男議員の親族が経営しており、井上議員も実質経営にかかわっている実態がある。こうした身内とも思われる事業所から物品を購入し、支出することは、正当な支出であるか、疑念を持たざるを得ない。

当該支出について、下記の理由により違法な支出であることから、浅口市長に対し、政和会への当該政務活動費について、返還命令を行うよう求めるもの。

また、浅口市議会に対し、政務活動費の支出先について透明性の確保を求める。

(理由)

理由①住所録データの利用が用途基準に違反しているのではないか。(政和会の広報活動実績がない)

地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定されている。また、浅口市議会が定めている「浅口市議会政務活動費マニュアル」によれば、広報費は「会派及び議員の活動及び市政を市民に報告するために要する経費」として支出することが認められており、後援会活動並びに選挙活動には使用することは認められていない。

政和会の活動について調査したところ、当該年度中に同会派の広報誌等の発行等の広報活動はなされておらず、この住所録を使用するような活動は一切行われていない。当該住所録が政務活動に使用されている実績がなく、本件に対する支出は違法である。

理由②データ入力料の作業内容が不明である。

政和会の政務活動費収支報告書によれば、住所録データ入力料として、平成28年度から毎年度、政務活動費により支出がなされており、その合計額は1,342,200円となっている。何件の住所録を作成しているのか、領収書のみでは不明である。

理由③これまでの支払い実績が高額すぎる。

平成28年度から31年度までに政和会が住所録データ入力作業量として政務調査費を充当した合計額は下記の通り1,342,200円となっている。

平成28年度	98,000円	(B)
平成29年度	360,000円	(支払先個人のため不開示)
平成30年度	464,000円	(支払先個人のため不開示)
平成31年度	420,000円	(支払先個人のため不開示)

入力件数にもよると思われるが、極めて高額ではないか。実際の入力作業件数との整合性を調査する必要がある。

理由④委託先が個人であり、支払先が不明瞭である。

委託先について、収支報告書によると住所録データ入力作業料金として、平成28年度には「 B 」に委託している。平成29年度以降は個人に対し料金を支払っているが、平成29年度以降に支出額が多額となっており、個人に本作業を委託する合理的な理由はなく、本当に住所録が作成されているのか、疑念を持たざるを得ない。支払い先である個人が本当に受託しているのか、架空請求ではないのか、実績等を明確に示すべきである。

理由⑤所属議員が関係する事務所への支出について、疑念がある。

井上邦男議員の親族が経営し、本人も業務に携わっている(有) A への支出が多い。平成27年度から平成31年度の間政和会から(有) A への支出は576,656円となっている。平成27年度には事務所費とし、テーブル5脚、チェア12脚、フロアーケース等の備品を購入しているが、会派として事務所を設置していた実績はなく、架空請求ではないのか、疑問を持

たざるを得ない。市民に対し、このような疑念を持たれないためにも、支出先として親族の経営する事務所への支出を制限するなど、透明性の確保を求める。

以上の理由から、本件支出については、違法な支出であると考えられる。監査委員におかれましては、本件について必要な調査をしていただき、浅口市議会に対し、こうした疑念を持たれぬよう、地方自治法第100条第16項の規定により、政務活動費の使途についての透明性の確保を求め、かつ、不当な支出である場合には、市長に対し返還命令を行うなど適切な処置を求めるものである。

地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求する。

添付書類 平成31年度政務活動費収支報告書（政和会提出分）
平成30年度政務活動費収支報告書（政和会提出分）
平成29年度政務活動費収支報告書（政和会提出分）
平成28年度政務活動費収支報告書（政和会提出分）
平成27年度政務活動費収支報告書（政和会提出分）
政務活動費に関する手引き（平成25年4月策定）

（以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。）

（各書類省略）

（4）請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和3年3月4日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

（1）監査対象事項

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

- ① 政和会（代表：井上邦男議員）に交付された平成31年度政務活動費について収支報告書を確認したところ、広報費として住所録データ入力作業代に420,000円が支出されていた。当該年度中に同会派の広報誌発行等の広報活動は行われておらず、この住所録データが政務活動に使用さ

れている実績がなく、本件に対する支出は違法である。

- ② 住所録データ入力に係る費用として平成28年度から毎年度政務活動費を充てているが、入力の作業内容や件数が添付の領収書のみでは不明である。
- ③ 平成28年度から平成31年度までに要した住所録データ入力作業に係る費用は合計で1,342,200円となっており、極めて高額となっている。実際の入力件数との整合性を調査する必要がある。
- ④ 住所録データ入力作業の委託先が平成28年度は(株) B であったが、平成29年度以降は個人へ委託しており、平成29年度以降支出額が多額になっている。本作業を個人へ委託する合理的理由はなく、実際に住所録が作成されているのか、若しくは架空請求ではないのか、疑念がある。
- ⑤ 井上議員の親族が経営し、本人も業務に携わっている(有) A への支出が、平成27年度から平成31年度までで576,656円となっている。平成27年度にはテーブルやチェアなどを購入しているが、会派として事務所を設置していた実績もなく、また、購入先が親族の経営する事業所のため架空請求ではないかとの疑念を持たざるを得ない。このような疑念を市民から持たれないよう制限を設けるなど透明性の確保を求める。

以上の理由から、本件支出は違法な支出であると考えられ、政務活動費の使途についての透明性の確保を求め、不当な支出である場合には市長に対し返還命令を行うなど適切な処置を求める。

(2) 監査対象部局
議会事務局

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和3年3月18日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、議会事務局の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 住所録のデータは何を入力したのか。そのデータ基は何か。また、どのような目的で入力したのか。
- ② 住所録データ入力作業の委託先を業者から個人へ変更した理由は何か。また、その個人は議員の知り合いで、本当に入力作業を行い、架空の請求をしていないか。

- ③ 住所録データ入力件数は各年度何件ずつ行ったのか。
- ④ 住所録データ入力作業の費用として4年間で130万円強の費用を支払っているが、実態に見合う金額なのか。
- ⑤ 入力した住所録データは何に利用したのか。利用していないのであれば不当な支出であり返還すべきである。
- ⑥ 政和会として広報活動を行ったのか。行ったのであれば会報誌等はあるのか。
- ⑦ (有) A と井上議員との関係はどのような関係か。親族が経営している事業所からの領収書は何とでもできる。疑いを持たれないためにも、議会は親族の事業所の領収書添付を控える決まりを作ってはどうか。
- ⑧ この監査の対象ではないが、(有) A から机、椅子を購入している。政和会に事務所がないと思うが、これらは実際に購入しているのか、どこへ置いているのか、現物確認をお願いしたい。

(4) 関係職員の陳述

令和3年3月18日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 政務活動費は地方自治法の規定により制度化されたものであり、その具体的な内容は地域の実情や状況に応じて条例により各議会が決定できるとされている。
- ② 一連の手続きのマニュアルとして「政務活動費に関する手引き」を定め、交付に関する手続きや使用にあたっての留意事項などを規定し、各議員に示している。議会事務局では議員から相談があれば他の自治体の運用や裁判例なども参考しながら、適正な判断ができるよう支援している。
- ③ 収支報告書の審査にあたっては、最高裁の「実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容に立ち入った審査は予定していない」との判例を踏まえ、条例や手引きなどに定めた基準と照合し、それに適合するか否か、記載の不備や添付書類の漏れはないかなど、外形的な審査を行っている。
- ④ 請求書理由①について、条例で広報費は議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費が交付対象とされている。それを含む収支報告書等の事務手続きは適正に処理されているものと考えている。
- ⑤ 請求書理由②から⑤について、条例で事務所費は会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費が交付対象とされている。これらの審査にあたっては、条例等に定められた基準に反することが明らかにかがえるか否か、並びに記載の不備等について外形的な審査を行っている。

よって適正に処理されているものと考えている。

- ⑥ 収支報告については、ホームページに掲載しているほか、いつでも閲覧に供せるよう整備し、透明性の確保に努めている。

(5) 関係人への調査

令和3年4月1日に関係人調査を行い、政和会代表者であった井上議員に聞き取り調査を行った。その際、関係職員を立ち会わせた。

その要旨は次のとおりである。

- ① 住所録として入力したデータは何を基にどのような項目を入力したのかについて。

電話帳を基に、名前と住所をリストアップしたとの回答を得た。

なお、後日関係職員からデータはUSBメモリ2本に保存しているのを確認したとの証言を得た。

- ② 入力した住所録データの利用目的はどのようなことかについて。

議員活動において住民に対して市政を報告したり、住民から市政や議員活動に対する要望、意見を徴収したり、住民相談等の活動をするためとの回答を得た。

- ③ 住所録データの入力件数は各年度で何件ずつ入力したのかについて。

平成28年度が490件、平成29年度が1,800件、平成30年度が2,321件、平成31年度が2,100件との回答を得た。

- ④ 広報活動を行ったかについて。

昔は何を配ったか分からないが、最近では新型コロナのことについて配ったとの回答を得た。

なお、後日この件について住所録データを活用して広報活動を行ったかについて再度調査したところ、寄島地域の住所録が完成しておらず、全地域の住所録を整えて広報しないと公平性に欠けるため実施していないが、今後広報する予定があるとの回答を得た。

- ⑤ 住所録データ入力作業の委託先が業者から個人へ変更になっているが、その理由はどのようなことかについて。

業者の都合であった。最初の年は業者が受けてくれたが翌年度以降はできなくなり、同じ料金であればという条件で、入力作業してくれた個人に依頼したとの回答を得た。

- ⑥ (有) A と井上議員とはどのような関係かについて。

息子の配偶者が代表を務めており、議員自身とは何の関係もないとの回答を得た。

- ⑦ 市議会倫理条例にある、議員の親族若しくは議員自身が役員をしている

企業、団体等の契約に関し一切の関与をしないことに抵触するのではないかについて。

弁護士に相談し、憲法には職業選択の自由があり問題ないと言われており、現在に至っているとの回答を得た。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

①関係法令等

(ア) 地方自治法

- 第100条 ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(イ) 浅口市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年浅口市条例第2号。以下「条例」という。なお、本条例は令和2年3月に改正しているが、本件支出は平成31年度に関するものであるため、改正前のものを掲載する。）

第1条 この条例は、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浅口市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定める。

第2条 政務活動費は、浅口市議会における会派（所属議員が2人以上のものをいう。以下「会派」という。）又は無会派議員に対して交付する。

第3条 政務活動費は、当該年度分を一括して交付する。ただし、年度途中において、議員の任期が満了する場合

は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
(第2項省略)

第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に月額3万円を乗じて得た額を交付する。
(第2項以下省略)
(第5条省略)

第6条 政務活動費は、会派及び無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1、無会派議員にあつては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は無会派議員は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(第3項以下省略)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は無会派議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は無会派議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は無会派議員が次に該当するときは、期限を定めて政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、不正の事実が認められるとき。

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(第2項省略)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(以下省略)

別表第1(第6条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(別表第2 省略)

(ウ) 浅口市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成19年浅口市規則第5号。以下「規則」という。なお、本規則は令和2年3月に改正しているが、本件支出は平成31年度に関するものであるため、改正前のものを掲載する。）

第2条 政務活動費の交付の申請は、政務活動費交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(第2項以下省略)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった会派の代表者又は会派に所属しない議員(以下「会派の代表者等」という。)について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者等に政務活動費交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

第4条 前条の決定通知を受けた会派の代表者等は、市長に対し政務活動費交付請求書(様式第5号)を提出するものとする。

第5条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に属しない議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(以下省略)

(エ) 政務活動費に関する手引き（以下「手引き」という。）

浅口市議会では、政務活動費の交付に関する手続きや政務活動費の使用にあたっての留意事項などを規定し、各議員に示している。その中に条例第6条別表にある政務活動費の使途基準を補完するものとして、政務活動費に関する運用基準を定めている。（本件支出に関連する平成31年度当時の基準を抜粋する。）

1 政務活動費の管理について

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に要する経費の一部を補助するため、交付されるものであり、その管理は会派又は無会派議員で行うものとする。

- (1) 政務活動費の交付に当たっては、別途設けられた口座に振り込むものとする。
 - (2) 政務活動費は、条例に定める使途基準以外の経費に流用してはならない。
 - (3) 政務活動費は、政党、政治団体（後援会）及び選挙運動費用に使用してはならない。
 - (4) 事務所費は、選挙事務所には使用できない。
- (中略)

9 使用できない経費

- (1) 交際費的な経費
 餞別、慶事金、香典、寸志、見舞金、年賀状等の慶忌費、飲食費
- (2) 政党費その他政党活動に要する費用
 - ① 党費、党大会参加・出席費用、政党活動・県連（政党等）活動費用、党大会賛助金、パーティー参加費、カンパ
 - ② 政党の機関紙購読料
 - ③ 政党の広報（会報、広報誌、パンフレット等の印刷及び送料）作成及び活動費
 - ④ 政党組織の事務所の設置費及び維持管理費
- (3) 後援会活動に要する経費
 - ① 後援会の広報（会報、パンフレット等の印刷及び送料）作成費及び活動費
 - ② 後援会事務所の設置費及び維持管理費（人件費を含む）
- (4) 選挙活動に要する経費
- (5) 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費、補修費
- (6) 調査研究その他の活動と関連が薄く、趣味の色彩の濃い新聞、書籍、雑誌等
- (7) 自動車の購入及び修繕費、車検、保険料等の維持管理経費
- (8) 遊興費、レクリエーション経費

②本件政務活動費の交付に係る事実（事実を確認した書類）

(ア) 政務活動費の交付申請

政務活動費の交付申請に係る事務手続きについては、規則第2条第1項に定められており、平成31年4月1日付けで平成31年度の政務活動費交付申請書（申請額720,000円）が提出され、議会事務局において同日付けで受理していた。なお、政和会は井上邦男議員、藤澤健議員の2名で平成30年4月26日に結成されている。

(イ) 政務活動費の交付決定

政務活動費の交付決定に係る事務手続きについては、規則第3条に定められており、議会事務局は平成31年4月1日付けで提出された政務活動費交付申請書等を審査し、適当であると認め、同日付けで政務活動費交付決定通知書（交付決定額720,000円）を同会派代表者である井上議員へ通知していた。

(ウ) 政務活動費の交付

政務活動費の交付に係る事務手続きについては、規則第4条に定められており、政務活動費交付決定通知書の通知後の平成31年4月2日付けで政務活動費交付請求書（請求額720,000円）が提出され、議会事務局は平成31年4月15日に交付していた。

(エ) 政務活動費の収支報告

政務活動費の収支報告に係る事務手続きについては、条例第8条に定められており、令和2年4月30日付けで政務活動費収支報告書が支出明細書とともに活動に要した費用の領収書、通帳の写し、及び政務調査等の資料とともに提出され、同日付けで議会事務局において受理していた。収支については収入720,000円、支出642,728円であった。

なお、支出の明細は以下のとおり。

- ・調査研究費：163,928円（ガソリン代、電話代、行政視察費）
- ・広報費：420,000円（住所録データ入力作業料）
- ・資料作成費：58,800円（インクカートリッジ、コピー用紙代）

(オ) 政務活動費の返還

政務活動費の返還に係る事務手続きについては、条例第9条に定められており、令和2年4月30日付けで提出した政務活動費収支報告書における収入と支出との差額77,272円について、令和2年5月11日に返還されていた。

(2) 判断

請求理由①について

請求人は、広報費として住所録データ入力作業代に420,000円が支出されていたが、当該年度中に同会派の広報誌発行等の広報活動は行われておらず、この住所録データが政務活動に使用されている実績がなく、本件に対する支出は違法であると主張する。

政務活動費における切手の購入及び使用に関する判例で、「同条例は、政務活動費の交付を受けた議員はその交付を受けた年度内に当該政務活

動費を支出することを予定しているものである。そして、当該議員が平成25年度の政務活動費から同年度内に代金を支払って切手を購入したことが同条例に反するものではなく、当該政務活動費の交付に係る被控訴人の財務会計上の行為に瑕疵があったとも認められない。

(中略)

なお、平成25年度の政務活動費で購入した切手を当該議員の同年度中の広報広聴活動に使用することが望ましいかどうかはともかく、同条例上その使用時期を定めた規定はなく、また、当該切手を平成26年度に使用することが地方自治法208条に定める会計年度独立の原則に反しないことは引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、控訴人らの主張は採用することができず、当該議員が平成25年度の政務活動費として20万5000円（平成26年3月31日に購入した切手の代金に係るもの）の交付を受けたことが法律上の原因を欠くものとは認められない。」（東京高等裁判所平成29年3月14日判決）と判示している。

井上議員からの聞き取りにより、住所録データは広報活動に利用することが目的であるとのことから用途基準には合致しており、上記判例に照らし合わせると、本市の条例にもその使用時期を定めた規定はなく、住所録データを当該年度中に利用しないことをもって直ちに違法であるとは言えない。

請求理由②について

請求人は、住所録データ入力に係る費用として平成28年度から毎年度政務活動費を充てているが、入力の作業内容や件数が添付の領収書のみでは不明であると主張する。

井上議員からの聞き取りにより、作業内容や入力件数は上記関係人への調査のとおりである。

請求理由③について

請求人は、平成28年度から平成31年度までに要した住所録データ入力作業に係る費用は合計で1,342,200円となっており、極めて高額となっていると主張する。

井上議員からの聞き取りにより、平成28年度から平成31年度までの入力件数はそれぞれ490件、1,800件、2,321件、2,100件の計6,711件で、住所録データ入力作業料はそれぞれ98,000円、360,000円、464,200円、420,000円であった。これらから各年度の1件あたりの作業料を計算すると、各年度とも200円であった。一般的な名簿入力の費用からすると割高と思われるが、直ち

に不当であるとは言えない。

請求理由④について

住所録データ入力作業の委託先が平成28年度は業者であったが、平成29年度以降は個人へ委託し金額が多額になっている。本作業を個人へ委託する合理的理由はなく、住所録が作成されず架空請求の疑念があると主張する。

調査研究活動における判例で、「政務調査費交付の制度の趣旨からすると、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自立性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が使途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである。」（神戸地方裁判所平成20年9月25日判決、大阪高等裁判所平成21年3月26日判決同旨）と判示している。

また、他の裁判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」（最高裁判所平成21年12月17日判決）と判示している。

井上議員からの聞き取りにより、住所録データ入力作業は業者の都合により入力作業を行った個人へ依頼したとのことであった。また、データはUSBメモリに保存されているのを関係職員が確認している。これらを上記判例に照し合せれば、政務活動費制度については、議員の自主性及び自立性を尊重する制度となっているから、本件において住所録のデータ入力を誰に依頼するかは議員の裁量権の範囲内にあり、その自主性に委ねられているものというべきである。

請求理由⑤について

請求人は、井上議員は自身の親族が経営し、本人も業務に携わっている(有) A から備品等を購入しており、会派として事務所を設置していた実績もないため架空請求ではないかとの疑念がある。このような疑念を市民から持たれないよう制限を設けるなど透明性の確保を求めると主張する。

条例、規則、手引き等には親族の経営する業者から備品等を購入する際の規定は設けておらず、直ちに違法・不当となるものではない。

4 結論

以上のことから、監査対象とした財務会計行為は、監査の結果、違法性、不当性は認められないため、棄却する。

5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

本件請求についての判断、結論は以上のとおりである。本件においては住所録データの入力作業に係る費用は、広報活動に利用することによって政務活動費の交付対象としているが、現時点において広報活動は行われていない。よって、今後も広報活動を行わないのであればそれに係る費用は返還すべきである。また、消耗品や備品を当該議員の親族の経営する業者で購入していた件については、疑念を抱かれることのないようルール策定の検討すべきである。

政務活動費は、議員の調査研究活動等の充実を図り、議会の審議能力を強化しようとする趣旨から、議員の自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない。一方で、その財源は公金から交付されていることから、その負担者である市民に説明責任を果たすことが求められている。

議員においては、政務活動費に係る条例、規則、手引きを遵守し適正な執行を図るとともに、議長に収支報告書等を提出する際には、その計上に誤りがないかなど、提出書類の精査に取り組まれない。

市議会においては、政務活動費の用途について、その目的に沿った厳正な運用を徹底するとともに、透明性の確保に向けた取組が的確に進められ、市民の信頼のもとに、より一層充実した議会活動が展開されることを強く望むものである。